## 【客観的な指標の算出について】

## (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・学則第12条1各授業科目の課程終了の認定は、原則としてその授業を 終了した学期末試験及びその他適当な方法で判定した成績により、所定の 単位を与える。2各授業科目の出席時間が指定時間数の3分の2(教育実 習・保育実習・介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科 目の履修の認定をしない。第13条1成績の評価は、A(優)80点以上、B (良)70点以上、C(可)60点以上、D(不可)59点以下とし、C以上を合 格とする。第14条1本校を卒業するためには、こども未来学科の学生は 2年以上、こども教育学科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ 学科の学生は2年以上在学し、別表第1、別表第2、別表3及び別表4に 定めるところによりこども未来学科スポーツ保育士コース(2年制)は9 3単位、幼稚園教諭・保育士コース(3年制)は96単位、小学校/幼稚園 教諭・保育士コース(4年制)は145単位、こども教育学科は180単 位、介護ふくし学科は90単位、健康スポーツ学科は78単位以上を修得 しなければならない。2本校にこども未来学科は2年以上、こども教育学 科は4年以上、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科は2年以上在学し、 本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、校長が卒業 を認定する。3校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。 4本校のこども未来学科、介護ふくし学科及び健康スポーツ学科を卒業し た者は、専門士と称することができる。こども教育学科を卒業した者は、 高度専門士と称することができる。5介護福祉士実務者研修を修了するた めには、別表5に定めるところによる時間を修得しなければならない。 第15条1本校において取得することができる免許状及び資格の種類は次 のとおりとする。

学 科	免許状及び資格の種類
こども未来学科	保育士資格
介護ふくし学科	介護福祉士受験資格
健康スポーツ学科	介護職員初任者研修修了
介護福祉士実務者研修	介護福祉士実務者研修修了

2保育士の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定及び平成22年厚生労働省告示第278号に定める科目及び単位を含む別表1に定める科目及び単位を修得しなければならない。3介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3項に定める科目及び単位を含む別表3に定める科目及び単位を含む別表3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

4介護職員初任者研修修了の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する卒業要件を充足し、かつ介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第219号)に定める科目及び単位を含む別表4に定める科目及び単位を修得しなければならない。5介護福祉士実務者研修修了の資格を取得しようとする者は、第14条に規定する修了要件を充足し、かつ社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第二項イに規定する厚生労働大臣が定める基準(平成23

年厚生労働省令第132号)に定める科目及び時間を含む別表5に定める科目及び時間を修得しなければならない。上記学則第12条から第15条の規定に基づき、授業計画の方法・基準を示したうえで、成績評価のための試験を実施し、実習成果及び授業履修状況を勘案し、就業成果を判定している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- 1. 履修科目の試験結果を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する (100点満点で点数化)
- 2. 年2回の試験結果に基づき1の方法により学生毎の平均点を算出している。